

# 転作目標 38ヘクタール

## 62年度水田農業確立

### 対策の市配分

第三期水田利用再編対策は六十一年度で終わり、六十二年度から新たに水田農業確立対策が実施されることになりました。

実施期間は六年間で、前期三年、後期三年にわけて実施されます。

この対策事業は、行政と生産者団体（農協）が一体となって推進する事業で、転作目標面積等の配分については、

農協と話し合って進めていくこととなります。

日光市の転作目標面積は、前年度より十一ヘクタール増の三十八ヘクタールと決まりました。

これは、昨年十二月に県から内示されたもので、市はこれを受けて、地域別の配分計画を決め、二月十七日開かれた推進対策協議会において了承されました。

なお、各農家別の配分は、

基礎水田面積から、転用面積、保有米面積を差引いた面積に増加率と六十一年度の転作実績等を考慮しながら決めることとしており、二月下旬から三月上旬までに地区説明会を開催する予定です。

昨年は転作目標面積二十七ヘクタールに対して、実施面積二十八ヘクタール（達成率一〇三％）でした。

本年もご理解とご協力をお願いいたします。

六十二年度から始まる水田農業確立対策では、転作対象作物の作物区分、他用途利用

米（加工原材料用米）制度の

導入、転作奨励補助金の基準額引き下げなど、水田利用再編対策と比べ改正された点があります。

詳しいことは、市農林課（☎五四一―一―内線二五二）または今市地区農協（☎二二一―一七三）へお問い合わせください。

### お米は

#### 知事許可販売店で

お米を販売するには、県知事の許可が必要です。知事許可販売店には、全国統一の看

## 同和教育啓発

### シリーズ ⑬

#### ○壬申戸籍の問題点

明治四年四月に公布された戸籍法は、第一則に「臣民一般」とは士族、祠官（しかん）僧侶、平民である」と明記され、第三十二則では「穢多、非人」など、平民と戸籍が同じでないものは別扱いである旨が規定されており、このことから明

らかになるように壬申戸籍は対象地域を平民と区別する考えに立っていたものでした。

一方同年八月に発布された解放令は穢多、非人の蔑称の廃

## 同和問題のおこりと経過

止と身分の平等がうたわれたわけですが、翌五年二月一日に戸籍法が施行されたときには、ほとんどすべての戸籍に、古い差別身分がそのまま書き

第二の問題点は、前にも述べ

べているように、住所、職業、宗教など、詳細を極めた記載内容が対象地域住民を区別できる内容であり、記載内容そ

のものが差別の記録であったともいえるのです。

さらに、このように封建的身分がひと目でわかる戸籍が、戦後においても市町村役場に保管され、昭和四

十三年に法務省通達が出されるまで、自由に閲覧できたことにこの戸籍のもつ大きな問題点があったといえます。

同和問題の解決のためにより



販売店で、品質、区分、販売価格の表示を確めて買ひましょう。

### 小作料の標準額が改正されました

三年ごとに改められることになっている標準小作料が、昨年十二月に開かれた標準小作料設定協議会と、一月の農業委員会、次のように決定しました。

農地の区分	地	域	小作料の標準額 (10アール当たり)
田の部	上	野口 和泉	22,000円
	中	七里 所野 (本村) 山久保 南小来川 宮 小来川 中	18,000円
	下	所野(江の久保 善法) 東小来川 西小来川 滝ケ原	14,000円
畑の部	日光市全域		8,000円